

ヒト胚・ヒト配偶子のゲノム編集： 規制のいまとこれから

日本学術会議公開シンポジウム
「ヒト受精卵や配偶子のゲノム編集を考える」
日本学術会議講堂 2017/4/30
町野朔(上智大学)

ヒト受精胚・ヒト配偶子の研究規制については、二つの課題が交錯している。

I ルールの内容

A) 研究の対象

- ヒト受精胚
- ヒト配偶子
 - 卵子
 - 精子

B) 研究の種類

- 基礎研究
- 臨床研究

II ルールの形式と実行

1. 法令(法律+政令・省令)
2. 行政倫理指針
3. 学会自主規制
4. レッセ・フェール

ヒト受精胚・ヒト配偶子のゲノム編集については、規制はほとんどない。

ヒト受精胚

A) 基礎研究

- なし。

B) 臨床研究

- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(厚生労働省告示)の「生殖細胞等の遺伝的改変の禁止」が適用になるかは疑問。
- 「体外受精・胚移植に関する見解」(日本産科婦人科学会会告)が「遺伝子操作」を禁止

ヒト配偶子

A) 基礎研究

- なし。

B) 臨床研究

- 臨床研究が生殖補助医療として行われる以上、「ヒト受精胚」についての規制と同じものが当てはまることになる。

ヒト受精胚・ヒト配偶子のゲノム編集研究を認めるべきか。—これに対する態度決定がなければ、先に進むことはできない。

ヒト受精胚

A) 基礎研究

- 人の生命を研究に用いて、それを滅失させることが許されるか。
- 総合科学技術会議報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」参照。

B) 臨床研究

- 人の生命の滅失ではなく、人の誕生の問題。
- 優生思想、エンハンスメントの排除。
- 遺伝子プールにおける遺伝的多様性の喪失。

ヒト配偶子

A) 基礎研究

- 人の生命ではないが、人の体細胞と同じではない。

B) 臨床研究

- 「ヒト受精胚の臨床研究」におけるのと同じことが当てはまる。

現在、ヒト受精胚・ヒト配偶子のゲノム編集が規制されていないと、研究はどういうことになるのか？

- 日本では、それは公的には認知されていないことであり、すなわち「禁止」されていることを意味する。
 - 国は、生命倫理的に重大な研究については、法律あるいは「倫理指針」によって、一定の条件を設定して、明示的に、解除することを行ってきた。
 - 遺伝子治療臨床研究指針(厚生／文科1994)
 - クローン技術規制法／特定胚指針(2000/01)
 - ES指針(2001)
 - 受精胚作成指針(2010)
 - 生殖細胞作成指針(2010)
- 他方、この意味での「禁止」に違反しても、公的サンクションを加えることはできないことも意味する。
- このような日本の状態が好ましいことなのか、解消されるべき「積年の弊害」なのかは、正面から考えておかなければならない。
- 現在必要なのは、禁止するか、許容するか、許容するときにはどのような条件においてか、について速やかな施策決定であると思われる。
 - 学問・研究の自由(憲法23条)
 - 国民の幸福(憲法13条・25条)

【結論】 ヒト受精胚・ヒト配偶子のゲノム編集を研究として行うことを認めるべきだとするなら、新たな指針を作ることが必要である。

- 学会自主規制では不十分。
 - 経験上、ガバナンスは困難と思われる。
 - 関連4学会：“国のお墨付きが必要だ。”
- 法律を作るべきか。法律研究者としては、これが理想だが。
 - 時間がかかる。
 - 現行法との関係の見直しが必要になる。
 - 母体保護法における「未生の生命」。
- 行政倫理指針の策定という、日本的伝統に従うべきだと思われる。しかし、考慮しなければならない問題。
 - 総合科学技術会議「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の原則を維持するか。
 - 臨床研究を認めるのなら、これまでのART規制に関する国の施策を合わせて考え直す必要がある。
 - ヒト受精胚のソースを余剰胚に限る(Cf.「ES細胞樹立指針」)べきか。
 - 研究の審査体制は、「ES細胞樹立指針」「ヒト受精胚作成指針」と同等のものとし、最終的に大臣確認を要するとすべきではないか。



ご清聴ありがとうございました。